

## ご契約者様へのお願い

弊社の排雪サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

別紙の『注意事項とお願い』の中でもご案内させていただいておりますが、雪の堆積方法、障害物への目印設置について、再度契約内容のご確認をお願い致します。スピーディで、より良い作業のご提供と事故防止のために、皆様のご理解ご協力をお願い致します。

排雪作業の際、雪で隠れた障害物（土留めや低い塀・花壇など）は作業側からは一切判りません。これまでお客様には目印（赤白色のスノーボール、カラーコーン等）の設置と障害物から、出来るだけ離して雪を堆積して頂くようお願いしてまいりましたが、雪の堆積状況や目印設置の有無によっては補償の対象とならない場合があります。今一度、ご自宅前の状況を確認し目印設置のご協力をお願い致します。

敷地と歩道の境界付近に、以下のようなものがある場合には、目印設置と併せて雪の堆積方法にもご留意くださいますようお願い致します。（目印は必ず障害物の外側に設置をお願い致します）

1. 土留めや低い塀・花壇がある
2. 融雪槽がある
3. 車庫前にスロープがある（路面が高くなっている）
4. 歩道上にロードヒーティングがある（隣家のロードヒーティングが堆積場所の近くにある場合も）
5. 庭の樹木の枝や葉が歩道上に飛び出ている  
※歩道上に飛び出ないように枝を剪定するか、やむをえず剪定出来ない場合は、その枝にあきらかに判る目印を設置してください。目印がない場合は、作業を中止することがあります。

路盤の凍上によってアスファルトが盛り上がっている場所や、既に路面のひび割れがある場所は、排雪作業によって容易にアスファルトの破損が起こります。このような場所の補修は致しかねますので、あらかじめご了承をお願い致します。尚、その状況判断は雪の下では判りにくい為、雪解け後の4月から5月にかけて判断をさせていただきます。皆様のご理解ご協力をお願い致します。